

税の控除について

この基金に寄附された場合、次のような税制上の優遇措置を受けられます。

○個人の場合

所得税(所得控除)

(寄附金額又は総所得金額等の40%)のいずれか低い金額
-2千円=寄付金控除額

個人住民税(税額控除)

{(寄附金額又は総所得金額等の30%)のいずれか低い金額
-2千円} × 10% + 特例控除額* = 寄附金税額控除額

*特例控除額=(寄附金額-2千円) × (90% - 所得税の税率*2)

*2 所得税の税率は復興特別所得税を含めた率

【注意】特別控除額は個人住民税所得割の2割を上限とします。

○法人の場合

寄附された金額を法人税法(第37条第3項第1号)の規定により損金算入することができます。

税の控除を受けるために

寄付をした翌年に確定申告を行う必要があります。
ただし、寄附時に「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請をさせていただくと、確定申告を行わなくても控除を受けられます。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」は、確定申告を行う必要がある方、寄附先の都道府県・市町村が6団体以上の方は適用されません。

【注意】確定申告には専用納付書の領収書が必要となりますので、大切に保管してください。



名古屋市教育基金とは

- 教育事業の資金に充てるため、条例で設置された名古屋市の基金です。
- 市民のみならずからの寄附金を積み立て、教育事業の推進に役立てます。
- 基金の趣旨をご理解いただき、ぜひみなさまのご協力をお願い申し上げます。

別添の専用納付書により金融機関で手続きができます。
またインターネットを利用して寄附をお申し込みいただくこともできます。

くわしくは で検索してください。

ご寄附のお申し出を、お待ちしております。

お問い合わせ

名古屋市博物館

総務課

〒467-0806 名古屋市瑞穂区瑞穂通 1-27-1

TEL. 052-853-2655

FAX. 052-853-3636

古紙パルプを含む再生紙を使用しています

みんなの 博物館 応援基金

高力猿猴庵
「面誌卯之花笠」(部分)



名古屋市博物館

博物館のこれまでの歩み

- 昭和
52年 名古屋市博物館開館
53年 常設展「尾張の歴史」開設
博物館法に基づく登録博物館となる
54年 昭和天皇行幸
61年 国宝・重要文化財の公開承認施設となる
- 平成
元年 新常設展「尾張の歴史」開設
3年 入場者累計1,000万人突破
収集資料10万点突破
5年 国宝古事記を受託
地下鉄桜山駅ができる
6年 常設展小中学生観覧料無料化
11年 常設展でボランティアによる展示解説開始
13年 猿猴庵の本シリーズ刊行開始
収集資料20万点突破
15年 暮らし体験事業開始
17年 はくぶつかんのなつまつり開始
19年 入場者累計2,000万人突破
25年 よみがえれ文化財事業開始
28年 陸前高田市立博物館との友好館提携締結
29年 開館40周年
みんなの博物館応援基金設置



授業で博物館を訪れ、古い生活の道具に触れる市内の小学生

みんなの博物館応援基金

みんなで作り上げた博物館

名古屋市博物館は、開館から40年を超えるなかで、27万点以上の膨大な博物館資料を収集することができました。収集資料のうち、市民からの寄贈は9割を超え、名実ともに市民が作り上げたコレクションとなっています。

収集資料点数 273,726点（令和元年度末）
うち受贈資料 251,014点



収集資料を大切に保管している収蔵庫内部の様子

みんなが訪れる博物館

名古屋市博物館は、開館以降これまでに、入場者累計2,500万人を突破しました。

入場者累計25,854,028人（令和元年度末）



入場を待つお客様の行列（令和元年）

これまで、そしてこれからも、みんなとともに

みんなのための博物館

博物館の収集資料は集めるだけでなく、調べ、活かすことで真価を発揮します。寄附金はこうした活動にも充てられます。



古文書を調査・整理する学芸員（令和2年）

寄附金はそのほかにも、博物館における事業や設備・備品更新などに充てることにより、博物館の魅力をアピールしてお客様の満足度を高めます。



寄附金で整備したコインロッカー（平成30年）

寄附をしていただいた方のお名前を博物館内やホームページで紹介いたします。

*お名前の公表に同意いただいた方のみです。